

株 主 各 位

大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長 木村直樹

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のお引立を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mtmtys.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「松本油脂製薬」又は「コード」に当社証券コード「4365」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室
(後記の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

第 85 期 事 業 報 告

[2022年4月1日から
2023年3月31日まで]

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各国政府による新型コロナウイルス感染症防止対策と経済活動の両立が進んだことなどから消費や投資が拡大する一方、半導体不足による自動車の減産、原材料価格の高騰、欧米で端を発した金融不安、物価の大幅な上昇とこれに対応するため各国が利上げを実施したことにより、景気が冷え込んでおります。また、ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵攻は収束の気配が見えません。

国内においては物価の大幅な上昇と、外国為替相場は乱高下を繰り返し、先行きの不透明感はさらに強まっております。

当社グループとしましては、世界的な経済環境の不安定さと変動リスクの長期化を踏まえ、引き続き高品質で価格競争力のある製品の開発を行うとともに、新規顧客・用途開拓活動の推進により収益の維持・向上を進めているところであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、円安による外貨建売上の為替換算の影響により、売上高は39,627百万円(前年同期比6.4%増)、また、原材料価格、光熱費の高騰があったものの、売上高増加が寄与し、営業利益は7,777百万円(前年同期比35.1%増)、さらに、円安による外貨建預金等の換算替えを行い替差益を1,164百万円計上したことにより、経常利益は9,472百万円(前年同期比22.4%増)、台湾の関連会社を子会社化したことに伴い、段階取得に係る差益578百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は7,247百万円(前年同期比32.0%増)となりました。

部門別の業績は、次のとおりであります。

- ① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は28,942百万円(前年同期比6.5%増)、営業利益は5,750百万円(前年同期比37.9%増)となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内繊維関連における産業資材用途は自動車の生産量は回復してきたものの内装材向けの加工量は引き続き低調で、衣料用途は底を打ったものの十分な回復には至っておりません。海外向けは総じて堅調で、外部顧客に対する売上高は3,811百万円(前年同期比18.0%増)となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては国内でのスポーツ衣料向けは好調に推移しているもののカジュアル衣料向けは低調となっており、自動車向け資

材も生産調整により低迷しています。また、非繊維工業分野ではトイレタリー向けは好調でしたが自動車向けが販売縮小となりました。海外向けは総じて堅調で、外部顧客に対する売上高は24,196百万円（前年同期比5.5%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、国内でのシャンプー・家庭用洗剤向けは好調でしたが海外向けは低調となり、外部顧客に対する売上高は934百万円（前年同期比6.7%減）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は10,685百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益は2,027百万円（前年同期比27.6%増）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では衣料の国内生産は回復しつつありますがまだコロナ禍前の数量には戻っておりません。非繊維工業関連では国内では自動車メーカーの生産調整の影響を受けましたが海外では拡販が進んで前年同期を上回る販売となり、外部顧客に対する売上高は10,685百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

2. 対処すべき課題

世界経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症による社会的影響が緩和されつつある中、ウクライナ侵攻の長期化や資源価格高騰による大幅な経済損失が予想され、不透明な状態が続いております。国内においても、原料コスト高による物価上昇等の影響により、回復基調であった経済環境の停滞・悪化が懸念されております。

このような状況下、当社グループといたしましては、今後も引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいります。また、競争力のある新製品の開発、販路の拡大、製品の安定供給体制の維持、社内の合理化により全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年、生産設備の増強に努めてまいりましたが、その有効活用と既存設備の見直しを引き続き展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は616百万円でありましたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 82 期 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	第 83 期 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	第 84 期 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕	第85期（当期） 〔2022年4月1日から 2023年3月31日まで〕
売 上 高	31,393	29,605	37,248	39,627
経 常 利 益	5,448	4,809	7,738	9,472
親会社株主に帰属する当期純利益	3,888	3,433	5,491	7,247
1株当たり当期純利益	1,201円59銭	1,060円99銭	1,697円19銭	2,259円37銭
純 資 産	55,010	58,343	63,392	66,470
総 資 産	64,706	68,650	76,207	79,190

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトユシ・インドネシア、立松化工股份有限公司で、当社の議決権比率はそれぞれ65%と50%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社1社であります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を23.57%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目		用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剤 部 門	陰イオン界面活性剤	繊維工業 農薬工業 ゴム工業 洗剤工業	化合繊維糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤 農薬防疫用乳化剤 防着、離型剤 洗浄剤
	非イオン界面活性剤	繊維工業 鉄鋼金属工業 製缶工業 樹脂工業 化粧品工業 公害防止産業	化合繊維糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント 織布用経糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤 圧延油、作動油、金属洗浄剤 成型用油剤 合成樹脂用練込帯電防止剤 乳化剤 流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	繊維工業 樹脂工業 化粧品工業	柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤 合成樹脂用帯電防止剤 洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	繊維工業 建材工業 機械工業 電気・機械工業 自動車産業 印刷工業 化粧品工業 エレクトロニクス産業	経糸用糊剤、風合改良剤、繊維加工剤 壁材用接着補強剤、軽量化充填剤 合成ダイヤモンド 磁性流体 軽量化剤 インキ・塗料加工剤 触感向上剤 感熱用薬剤、電池用多孔化剤
		仕 入 商 品	建材工業 繊維工業

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当 社

営 業 所	大阪営業所	東京営業所
工 場	本社製造部門	静岡製造部（袋井市） 大阪製造部（高石市）

(2) 子会社

工 場	インドネシア工場
工 場	台湾工場

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
合 計	508名	32名増

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 2,901,736株（自己株式1,610,915株を除く。）
2. 株 主 数 764名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 本 興 産 株 式 会 社	681,756株	23.49%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-623793	294,588	10.15
有 限 会 社 木 村	207,900	7.16
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	135,480	4.67
木 村 直 樹	133,247	4.59
鱒 洲 み よ 子	123,438	4.25
木 村 芳 樹	93,328	3.22
第 一 生 命 保 險 株 式 会 社	80,000	2.76
ア イ エ フ シ ー 株 式 会 社	80,000	2.76
株 式 会 社 日 本 触 媒	78,800	2.72

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	山田正幸	管理本部長兼管理部長
専務取締役	岡田幸久	営業本部長兼輸出部長
取締役	橘興林	営業本部長兼本部長
取締役	柴野道宏	技術生産本部長
取締役	藤井修治	管理本部長兼本部長
取締役	柳田登	
取締役	辻卓史	京阪神ビルディング株式会社社外取締役
常勤監査役	久下修平	
監査役	叶智加羅	叶法律事務所代表株主会社大森屋監査役
監査役	西本清一	地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長 公益財団法人京都高度技術研究所理事長

(注) 1. 当期中の異動

2022年6月29日開催の第84回定時株主総会において、柴野道宏氏、藤井修治氏の両氏が新たに取締役に、久下修平氏が常勤監査役に選任され就任いたしました。また同日、専務取締役久下修平氏は任期満了により退任し、常勤監査役柴野道宏氏は辞任により退任いたしました。

2. 取締役柳田登氏、取締役辻卓史氏の両氏は社外取締役であります。

なお、取締役柳田登氏、取締役辻卓史氏の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 監査役叶智加羅氏、監査役西本清一氏の両氏は社外監査役であります。

なお、監査役西本清一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4. 当該年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決議しております。取締役の報酬の決定に際しては、企業価値の持続的な向上を図るため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監督機能を担う社外取締役の報酬は、いずれも基本報酬のみであり、月額支給の固定報酬制としております。その額につきましては、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬の額は、1991年6月28日開催の第53回定時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限を375百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の年間報酬総額の上限を75百万円として、決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は2名となっております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長木村直樹がその具体的内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であります。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が客観性、公正性、透明性が確保された状態で行使されていることを確認しており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	152百万円 (19百万円)	152百万円 (19百万円)	—	—	9名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	26百万円 (10百万円)	26百万円 (10百万円)	—	—	4名 (2名)
合計	178百万円	178百万円	—	—	13名

(注) 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役辻卓史氏は、京阪神ビルディング株式会社の社外取締役であります。当社は、京阪神ビルディング株式会社とは特別の関係はありません。監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	13回	100%		
取締役 辻 卓史	12回	92.3%		
監査役 叶 智加羅	13回	100%	14回	100%
監査役 西本清一	13回	100%	14回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・取締役辻卓史氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役柳田登氏は、国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられた幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。
- ・取締役辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を活かし、取締役会において客観的な立場から、助言・提言を行っており、取締役会の機能強化及び当社経営の監督に適切な役割を果たしています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額を検討した結果であります。会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトユシ・インドネシア、立松化工股份有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	61,787	流 動 負 債	10,922
現金及び預金	25,882	買掛金	7,547
受取手形及び売掛金	9,069	未払金	1,174
電子記録債権	249	未払法人税等	1,753
有価証券	20,000	賞与引当金	337
棚卸資産	5,869	その他	109
その他	733	固 定 負 債	1,796
貸倒引当金	△17	退職給付に係る負債	1,064
固 定 資 産	17,402	資産除去債務	118
有形固定資産	7,160	繰延税金負債	530
建物及び構築物	2,655	その他	82
機械装置及び運搬具	2,612	負 債 合 計	12,719
土地	1,619	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	97	株 主 資 本	62,646
その他	175	資本金	6,090
無形固定資産	24	資本剰余金	6,518
投資その他の資産	10,218	利益剰余金	62,164
投資有価証券	9,279	自己株式	△12,126
繰延税金資産	9	その他の包括利益累計額	2,046
保険積立金	660	その他有価証券	2,261
その他	272	評価差額金	△194
貸倒引当金	△3	為替換算調整勘定	△20
		退職給付に係る	調整累計額
		非支配株主持分	1,776
		純 資 産 合 計	66,470
資 産 合 計	79,190	負 債 及 び 純 資 産 合 計	79,190

連結損益計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		39,627
売 上 原 価		27,612
売 上 総 利 益		12,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,237
営 業 利 益		7,777
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	163	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	85	
為 替 差 益	1,164	
助 成 金 収 入	2	
そ の 他	285	1,706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	11	11
経 常 利 益		9,472
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	578	
移 転 補 償 金	27	605
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	22	33
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,781	
法 人 税 等 調 整 額	1	2,782
当 期 純 利 益		7,261
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		14
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,247

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	59,119	流 動 負 債	10,709
現金及び預金	24,122	買掛金	7,439
受取手形	270	リース債務	2
電子記録債権	249	未払金	938
売掛金	8,459	未払法人税等	1,702
有価証券	20,000	賞与引当金	337
商品及び製品	3,274	その他	289
仕掛品	697	固 定 負 債	1,580
原材料	1,265	退職給付引当金	997
貯蔵品	97	リース債務	3
その他	682	資産除去債務	118
繰延税金負債		繰延税金負債	392
その他		その他	68
固 定 資 産	15,929	負 債 合 計	12,290
有形固定資産	5,736	純 資 産 の 部	
建物	1,747	株 主 資 本	60,496
構築物	772	資 本 金	6,090
機械装置	2,425	資 本 剰 余 金	6,518
車両運搬具	12	資本準備金	737
工具、器具及び備品	163	その他資本剰余金	5,780
土地	512	利 益 剰 余 金	60,014
リース資産	5	利益準備金	785
建設仮勘定	97	その他利益剰余金	59,229
無形固定資産	24	退職給与積立金	300
ソフトウェア	16	別途積立金	24,800
その他	7	繰越利益剰余金	34,129
投資その他の資産	10,168	自 己 株 式	△12,126
投資有価証券	8,472	評価・換算差額等	2,261
関係会社株式	777	その他有価証券	
保険積立金	660	評価差額金	2,261
その他	261	純 資 産 合 計	62,758
貸倒引当金	△3	負 債 及 び 純 資 産 合 計	75,048
資 産 合 計	75,048		

損 益 計 算 書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		39,203
売 上 原 価		27,310
売 上 総 利 益		11,893
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,021
営 業 利 益		7,871
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	167	
為 替 差 益	1,180	
助 成 金 収 入	2	
そ の 他	286	1,637
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	11	11
経 常 利 益		9,497
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
移 転 補 償 金	27	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	22	33
税 引 前 当 期 純 利 益		9,490
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,770	
法 人 税 等 調 整 額	6	2,777
当 期 純 利 益		6,713

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松本油脂製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

松本油脂製薬株式会社

取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 加 賀 谷 剛
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 啓 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松本油脂製薬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

松本油脂製薬株式会社 監査役会
常勤監査役 久下 修平 ㊞
監査役 叶 智加羅 ㊞
監査役 西本 清一 ㊞

(注) 監査役叶智加羅、監査役西本清一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 350円 総額 1,015,607,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(8名)が任期満了となりますので、あらためて、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	木村直樹 (1948年1月26日生)	1971年4月 株式会社朝日新聞社入社 1975年1月 当社取締役 1978年9月 当社入社 1982年12月 日本クエーカー・ケミカル株式会社取締役(現任) 1986年4月 当社取締役副社長 1992年7月 代表取締役社長(現任) 1999年4月 松本興産株式会社代表取締役社長(現任) 重要な兼職の状況 松本興産株式会社代表取締役社長 【取締役候補者とした理由】 木村直樹氏は、長年にわたり、当社の経営に携わっており、その豊富な知見とリーダーシップにより、当社の企業価値の向上とガバナンス強化に寄与することができるかと判断し、取締役候補者いたしました。	133,247株
2	山田正幸 (1957年9月14日生)	2008年6月 当社経理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼総務部長兼コンピュータ室長 2016年10月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長兼コンピュータ室長 2019年7月 常務取締役管理本部副本部長兼管理部長 2020年6月 代表取締役専務管理本部長兼管理部長(現任) 【取締役候補者とした理由】 山田正幸氏は、管理部門を中心とする豊富な業務知識と、当社の経営全般に関する知見を有しているため、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者いたしました。	400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社 の株式の数
3	おおかだ ゆきひさ 岡田 幸久 (1960年1月15日生)	2008年6月 当社管理部長 2013年11月 管理本部副本部長兼購買部長 2015年6月 取締役管理本部副本部長兼購買部長 2016年10月 常務取締役営業本部副本部長兼輸出部長 2017年6月 常務取締役営業本部長兼輸出部長 2020年6月 専務取締役営業本部長兼輸出部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 岡田幸久氏は、入社以来、人事・労務、購買、海外事業に携わる等、豊富な業務経験と当社の経営全般に関する知見を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者といたしました。	400株
4	ふじい おさひろ 藤井 修治 (1958年9月25日生)	2008年4月 株式会社三井住友銀行大阪西法人営業部長 2013年6月 株式会社ダスキン取締役 2021年4月 当社管理本部副本部長 2022年6月 取締役管理本部副本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 藤井修治氏は、金融機関での豊富な経験と、経営管理に関する高い見識を有しており、経営の重要事項の意思決定や業務執行の役割を期待し、取締役候補者といたしました。	400株
5	たちばな こうりん 橘 興林 (1965年1月3日生)	2011年6月 当社輸出部副部長 2018年6月 取締役営業本部副本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 橘興林氏は、当社の海外輸出事業における高い営業実績と知識を有しており、幅広い顧客との人脈と豊富な経験を経営に活かしてもらうため、取締役候補者といたしました。	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	辻卓史 (1942年10月3日生)	<p>1966年4月 宇都興産株式会社入社 1983年10月 鴻池運輸株式会社入社常任顧問 1983年12月 同社専務取締役 1987年12月 同社代表取締役副社長 1989年12月 同社代表取締役社長 2000年6月 同社代表取締役会長 2017年6月 同社取締役会長 2021年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 京阪神ビルディング株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 辻卓史氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	400株
7	谷所敬 (1949年2月26日生)	<p>1973年4月 日立造船株式会社入社 2013年4月 同社代表取締役取締役社長兼ＣＯＯ 2016年4月 同社代表取締役取締役社長兼ＣＥＯ 2017年4月 同社代表取締役取締役会長兼取締役社長 2020年4月 同社代表取締役取締役会長兼ＣＥＯ 2022年4月 同社代表取締役取締役会長 2023年4月 同社取締役相談役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 日立造船株式会社取締役相談役 住友ゴム工業株式会社社外取締役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 谷所敬氏は、長年にわたり会社代表者として経営に携わってこられた実績を有しております。企業経営者としての幅広い知識と経験を当社経営の監督に活かしていただくことで、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 辻卓史氏、谷所敬氏は、社外取締役候補者であります。なお、辻卓史氏、谷所敬氏の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 辻卓史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、辻卓史氏との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する限定契約を締結しており、同氏が再任された際には、法令が規定する限度額に責任を限定する旨の本契約を継続する予定であります。また、当社は、谷所敬氏が取締役役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
かわはら こうじ 川原廣治 (1961年2月3日生)	1983年4月 株式会社三和銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 2010年6月 同社執行役員 2010年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 2011年6月 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員 2015年6月 NTN株式会社社外監査役 2019年6月 同社社外取締役（現任） 【社外監査役候補者とした理由】 川原廣治氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験で培われた財務・会計に関する豊富な経験と見識を有しております。その経験と知見を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくため、社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 川原廣治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川原廣治氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 監査役との責任限定契約について
 当社は、川原廣治氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、川原廣治氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
つばき もと みつ ひろ 椿 本 光 弘 (1959年10月15日生)	1983年4月 株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社）入社	0株
	2012年4月 同社執行役員海外地域管掌補佐新興国担当	
	2015年4月 同社執行役員化学品・エレクトロニクス本部副本部長	
	2016年4月 同社執行役員東アジア総代表、東アジア地域担当、豊田通商（中国）有限公司総経理、北京事務所長	
	2017年4月 同社常務執行役員東アジア総代表、東アジア地域担当、豊田通商（中国）有限公司総経理、北京事務所長	
	2018年4月 同社常務執行役員化学品・エレクトロニクス本部部長	
	2019年6月 同社経営幹部化学品・エレクトロニクス本部CEO	
2021年4月 同社経営幹部豪亜地域統括極CEO、豊田通商アジアパシフィック社社長		

- (注) 1. 椿本光弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 椿本光弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
椿本光弘氏は、大手総合商社にて要職を歴任し、企業経営幹部として長年指揮を執ってこられた実績を有しており、その幅広い知識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、椿本光弘氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害責任を法令が規定する限度額に限定する限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。椿本光弘氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年6月26日開催の当社第70回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第73回定時株主総会（以下「第73回定時株主総会」といいます。）、2014年6月27日開催の当社第76回定時株主総会（以下「第76回定時株主総会」といいます。）、2017年6月29日開催の当社第79回定時株主総会（以下「第79回定時株主総会」といいます。）及び2020年6月26日開催の当社第82回定時株主総会（以下「第82回定時株主総会」といいます。）において、それぞれ株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしました（以下、第82回定時株主総会における一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）、本プランの有効期間は、本総会の終了の時までとなっております。

当社は、本プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取り組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、2023年5月22日開催の当社取締役会において、本総会において、株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本プランを継続することを決議いたしました。

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本総会において、本プランの継続についてご承認いただいた場合の本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

なお、2023年5月22日開催の当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役3名全員が、本プランの運用が適切に行われることを条件に、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

記

1 本プラン継続の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量の買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するべく、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する株券等の大量の買付けを抑止するためには、大量の買付けを行う者に対して当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量の買付け行為を行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が当社の事業及び経営の方針等について当該買付けを行う者との間で交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に表示する

というプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量の買付け行為に対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、2023年3月31日現在において、当社の把握する限り、当社の役員及びその関係者によって当社の発行済株式総数の約25%（議決権割合においては39%）が保有されておりますが、当社の株主の分布状況は広範囲にわたっております。また、当社は上場会社であることから、株主及び投資家の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々譲渡されることは勿論のこと、各々の事情に基づき、今後、当社株券等について譲渡その他の処分が行われる可能性も否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の役員及びその関係者の保有比率が低下し、株式の流動性がさらに増大する可能性も否定できません。その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に反する株券等の大量の買付けがなされる可能性が存することになります。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量の買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上に資すると考え、株券等の大量の買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大量の買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することといたしました。

なお、2023年3月31日現在における当社大株主の株式保有状況は参考資料1「当社大株主の株式保有状況」記載のとおりです。

また、当社は現時点において当社株券等の大量の買付け行為に係わる提案を受けておりません。

2 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の特定株式保有者等（注2）の議決権割合（注3）を20%以上とする当社株券等の買付行為又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会が予め同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様にご適切に判断していただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（独立委員会の詳細については下記3(3)「独立委員会の勧告」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、

株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手の流れについては、参考資料2をご参照ください。

注1：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株式保有者等

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同様とします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注3：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数（議決権のある株式に限る。）から、有価証券報告書又は四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数及び有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（単元未満株式数を除く。）を減じた株式数（単元未満株式数を除く。）を、1単元の株式数で除した数とします。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要及び大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表

明書」といいます。)を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下「大量買付情報」といいます。)のリストを大量買付者に交付し、大量買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができます。

また、当社取締役会は、本検討期間(下記(2)「当社取締役会における大量買付行為の検討等」において定義するものとします。)開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができます。

なお、当社取締役会は、意向表明書が提出された事実について適時適切に開示を行うとともに、必要に応じて、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の全部又は一部について、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

- ① 大量買付者及びそのグループ(特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。)の概要(具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。)
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容(大量買付行為の種類及び価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうちの株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)
- ⑤ 買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑥ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大量買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、当社取締役会又は株主総会において対抗措置発動の是非が決定された後のみ、大量買付行為を開始できるものとします。当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については参考資料3のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プラン継続後の独立委員候補者及びその略歴等については参考資料4をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしませんが、審

議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合のみに限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記①乃至⑦のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株

- 価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
 - ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
 - ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）
 - ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
 - ⑦ 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損されることに加え、さらに株主の皆様の共同の利益が著しく毀損されるなど、当社の企業価値だけでなく、株主の皆様の共同の利益を著しく害する場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様への判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様への意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様への判断に従って、対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料5のとおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5 本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本プランの継続が承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとし、本プランの継続については、第88回定時株主総会において株主の皆様への意思を確認することとします。第88回定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとし、株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本プランは当該定時株主総会終了の時をもって失効するものとします。その後の本プランの継続についても同様に3年ごとに株主の皆様への意思を確認するものとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が

行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様には不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

6 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

イ 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認をいただくことを条件として買収防衛策を導入し、また、その継続について第73回定時株主総会、第76回定時株主総会、第79回定時株主総会及び第82回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき現在に至っております。さらに、本総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、買収防衛策の導入及び継続には株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、上記5「本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、上記4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様が反映されます。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記3(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、上記4(1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5「本プランの継続手続、有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間及び情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保证することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態になることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料5の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様

に関連する手続については、以下のとおりであります。

ア 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

イ 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

ウ 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

参考資料 1

2023年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況

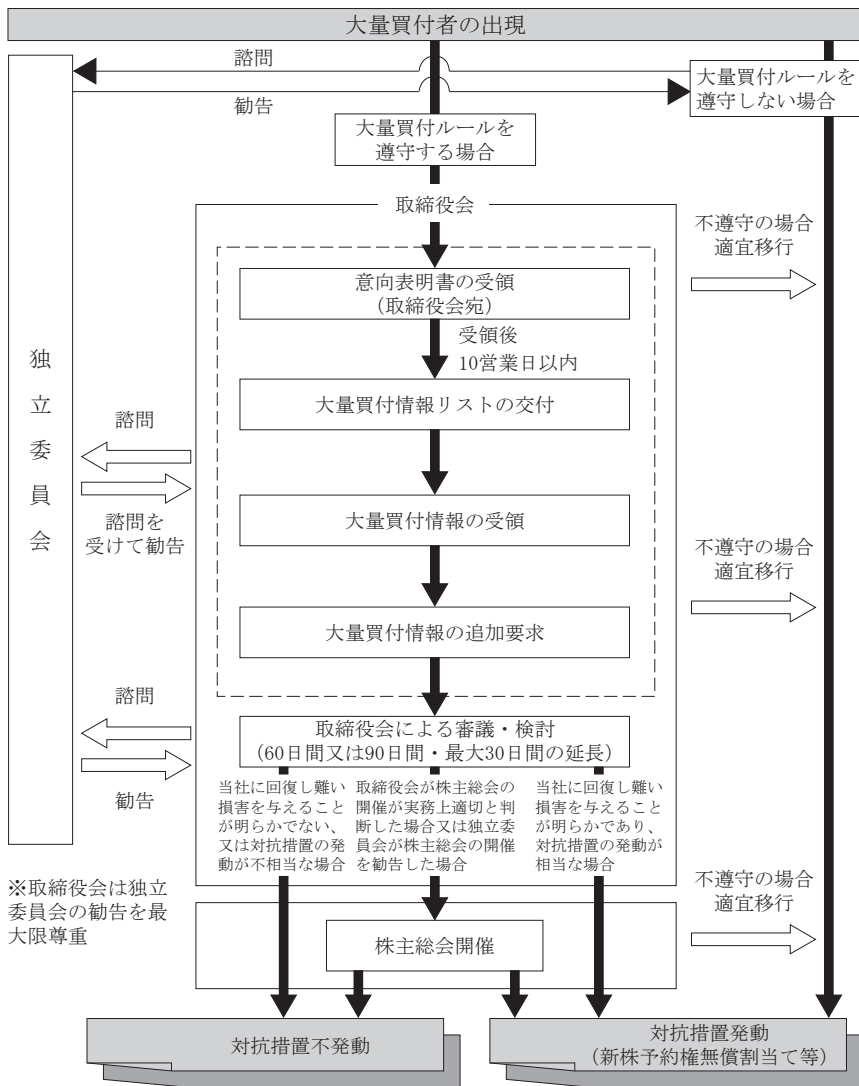
氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
松本油脂製薬株式会社（自社株）	1,610	35.70
松本興産株式会社	681	15.11
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-623793	294	6.53
有限会社木村	207	4.61
株式会社三菱UFJ銀行	135	3.00
木村 直樹	133	2.95
鱈洲 みよ子	123	2.74
木村 芳樹	93	2.07
第一生命保険株式会社	80	1.77
アイエフシー株式会社	80	1.77

（注1）所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（注2）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

以 上

本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容についてはプレスリリース本文をご参照下さい。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
3. 独立委員の任期
 - (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
 - (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。
6. 独立委員会の権限事項
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
 - (2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。
7. 独立委員会の出席者
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者の助言
独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

参考資料 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

石川 俊彦氏 (公認会計士・1951年9月6日生)

- 1977年4月 昭和監査法人 (現: EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 1981年3月 株式会社ビジネスブレイン昭和 (現: 株式会社ビジネスブレイン太田昭和) 入社
- 1991年6月 同社取締役
- 2004年6月 同社専務取締役
- 2008年6月 同社取締役副社長
- 2009年4月 同社代表取締役社長
- 2020年6月 同社代表取締役会長
- 2022年6月 同社取締役会長 (現任)

石川俊彦氏が取締役会長を務める株式会社ビジネスブレイン太田昭和と当社との間には、当社システムの一部において保守契約等の締結がありますが、直近事業年度においてその規模は、同社の連結売上高の0.002%未満であります。その他同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

小原 正敏氏 (弁護士・1951年4月25日生)

- 1979年4月 大阪弁護士会弁護士登録
- 1979年4月 吉川綜合法律事務所 (現: きっかわ法律事務所) 入所
- 1986年8月 ニューヨーク州司法試験合格、ニューヨーク州弁護士登録
- 1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー (現任)
- 1999年4月 近畿弁護士会連合会理事
- 2004年4月 大阪弁護士会副会長
- 2017年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
- 2021年4月 サワイグループホールディングス株式会社取締役 (現任)
- 2022年9月 澁谷工業株式会社監査役 (現任)

小原正敏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

奥村 萬壽雄氏 (1947年11月8日生)

- 1971年7月 警察庁入庁
- 2004年1月 警視総監
- 2006年3月 財団法人全日本交通安全協会 (現: 一般財団法人全日本交通安全協会) 理事長
- 2013年6月 丸一鋼管株式会社監査役 (現任)
- 2013年6月 公益財団法人日本道路交通情報センター理事長
- 2023年5月 株式会社バロックジャパンリミテッド取締役 (現任)

奥村萬壽雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

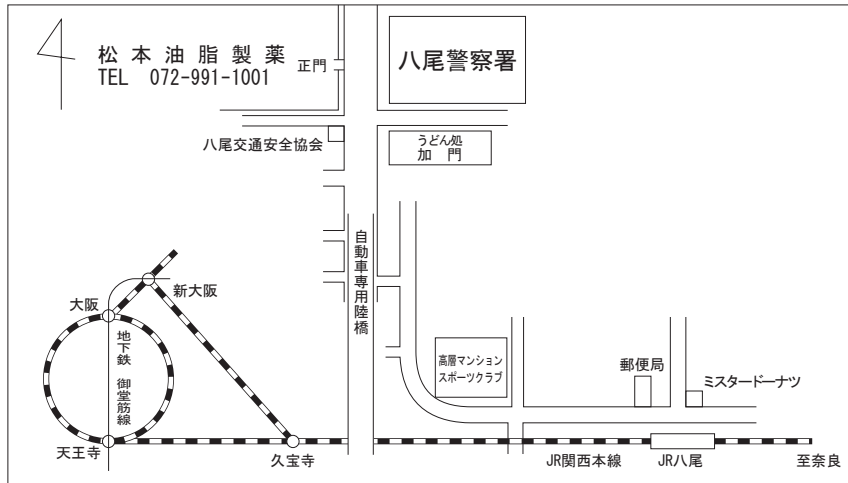
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府八尾市渋川町2丁目1番3号
本社 第二研究ビル2階会議室

交 通 J R 関西本線
「八尾」駅下車（普通電車のみ停車）
徒歩約8分

株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び「食事会」は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



（なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。）